

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 最良執行方針等に係る留意事項</p> <p>証券会社等が、有価証券等取引（金商法第40条の2第1項に規定する有価証券等取引をいう。以下(11)において同じ。）に関する顧客の注文について、最良執行方針等（金商法第40条の2第1項に規定する最良執行方針等をいう。以下(11)において同じ。）を定め、当該最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行するに当たっては、投資者保護の観点から、以下の点について留意するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 最良価格検索システムによる注文回送ルールを採用する理由について</p> <p>イ. 金商業等府令第124条第2項第1号イに規定する「価格を比較する取引所金融商品市場等」に関して、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムを比較の対象として選択している場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、<u>当該私設取引システム又は当該社内取引システムを選択する合理的な理由につ</u></p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 最良執行方針等に係る留意事項</p> <p>証券会社等が、有価証券等取引（金商法第40条の2第1項に規定する有価証券等取引をいう。以下(11)において同じ。）に関する顧客の注文について、最良執行方針等（金商法第40条の2第1項に規定する最良執行方針等をいう。以下(11)において同じ。）を定め、当該最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行するに当たっては、投資者保護の観点から、以下の点について留意するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 最良価格検索システムによる注文回送ルールを採用する理由について</p> <p>イ. 金商業等府令第124条第2項第1号イに規定する「価格を比較する取引所金融商品市場等」に関して、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムを比較の対象として選択している場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、<u>当該取引システムを選択する合理的な理由について、資本関係の有無を含め、</u></p>

改正案	現行
<p>いて、資本関係の有無を含め、最良執行方針等に具体的に記載しているか。</p> <p>ロ. 金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号ロに規定する「複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合におけるもの」に関して、最良価格検索システムの使用に際して比較する複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合に、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムで優先して注文を執行することとしている場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、<u>当該私設取引システム又は当該社内取引システム</u>で注文を執行する合理的な理由について、最良執行方針等に具体的に記載しているか。</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>IV-4 諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録</p> <p>私設取引システム (Proprietary Trading System; P T S) は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、原則認可制となっている。一方、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引</p>	<p>最良執行方針等に具体的に記載しているか。</p> <p>ロ. 金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号ロに規定する「複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合におけるもの」に関して、最良価格検索システムの使用に際して比較する複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合に、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムで優先して注文を執行することとしている場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、<u>当該取引システム</u>で注文を執行する合理的な理由について、最良執行方針等に具体的に記載しているか。</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>IV-4 諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録</p> <p>私設取引システム (Proprietary Trading System; P T S) は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、原則認可制となっている。一方、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引</p>

改正案	現行
<p>量が金商法施行令第 15 条の 10 の 9 に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第 30 条第 1 項ただし書により認可を要さず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。</p> <p>①～②（略）</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 当該業務において犯収法に基づく取引時確認を的確に実施する方法が確立されていること。</p> <p>c. <u>金商業等府令第 17 条第 7 号イに規定する「上場株券等（法第六十七条の十八第七号に規定する上場株券等をいう。第十九条第一号及び別表第一において同じ。）を取り扱い、かつ、前号に掲げる売買価格の決定方法が次に掲げる方法のいずれかに該当する場合」であって、「気配、売買価格その他の価格情報（別表第一の上欄に掲げる通知又は公表の区分に応じ、当該中欄に定める事項を含む。）を顧客に通知し、公表する方法並びに当該価格情報を通知し、公表する部署の名称及び体制」にあっては、以下の事項。なお、当該上場株券等を取り扱わない場合又は下記 ii）に定める売買価格の決定方式に該当しない場合は、気配、売買価格その他</u></p>	<p>量が金商法施行令第 15 条の 10 の 9 に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第 30 条第 1 項ただし書により認可を要さず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。</p> <p>①～②（略）</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 当該業務において犯収法に基づく取引時確認を的確に実施する方法が確立していること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>の価格情報の公表方法並びに当該公表を行う部署の名称及び態勢。</u></p> <p>i) <u>金商業等府令第 17 条第 7 号の別表第 1 の「通知又は公表の区分」に応じて、自ら又は第三者を通じて通知し、公表する方法となっていること</u></p> <p>ii) <u>売買価格の決定方式が競売買方式、顧客注文対当方式、市場価格売買方式若しくは売買気配提示方式又はこれらに類似する方法を用いる場合にあっては、上記別表第 1 の「通知又は公表事項」に規定する事項を当日又は翌日中の一定の時間に公表するものとされていること。(同表の「注意事項」において公表の頻度が規定されているものは除く。)</u></p> <p><u>また、市場価格売買方式又はこれに類似する方法にあっては、取引において使用する市場価格が変動しない間はその価格を表示することをもって通知したこととする</u></p> <p>d. <u>金商業等府令第 17 条第 13 号に規定する「私設取引システム運營業務における有価証券の売買の内容の審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に関する事項」として、認可に係る業務の内容及び方法等に次の事項が記載されていること。</u></p> <p>i) <u>当該業務において、取引状況に関し即時の監視を行う方法・態勢、並びに当該監視に基づき過誤のある注文等の異常な取引及び不公正取引のおそれがある</u></p>	<p>c. <u>当該業務において、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第 17 条第 13 号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</u></p>

改正案	現行
<p><u>ると認められた場合等の対応として、これらの取引を行った顧客に対する確認や、関連部署への連携等の方法・態勢</u></p> <p>ii) <u>当該業務において、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等に該当し、取引の公正を害するおそれのある売買等の審査の実施方法・態勢</u></p> <p>iii) <u>上記 ii) の売買等の審査を行った結果、取引の公正を害し、又は、害するおそれがあると認識した場合は、当該取引を行った顧客に対する注意喚起、当該顧客の私設取引システムにおける取引の停止その他の適切な措置及び、当該認識した内容に関する証券取引等監視委員会及び金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者が所属する場合に限る。）への報告</u></p> <p>e. <u>金商法施行令第6条の2第2項第2号ロ（2）に規定する要件を満たす措置を講じる場合は、金商業等府令第17条第14号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</u></p> <p>f. ～h. (略)</p> <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>イ. (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>d. ～f. (略)</p> <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>イ. (略)</p>

改正案	現行
<p>ロ. 取引量に係る数量基準</p> <p>取引量に係る数量基準には私設取引システムの取引量の数値を用いる。ただし、当該私設取引システムが属する私設取引システムネットワーク（私設取引システム及び当該私設取引システムにおける注文を電子情報処理組織を使用して他の私設取引システムにおける注文との間で約定させることができる場合の当該他の私設取引システムで構成されるネットワークをいう。）における取引量をもって算定した数値についても、数量基準に抵触しないよう留意する必要がある。</p> <p>a. <u>私設取引システム業務</u>において金商法施行令第1条の10に規定する上場有価証券等を対象とする場合</p> <p>「1 過去6ヵ月間において<u>金商法施行令第1条の10に規定する上場有価証券等（国債を除く）の総取引高の一営業日当たりの平均額</u>の、その月の前月末日から起算して過去5ヵ月間に行われた当該上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における<u>売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額</u>に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%超、かつ、当該上場有価証券等全体について5%超となった場合には、次の措置を講ず</p>	<p>ロ. 取引量に係る数量基準</p> <p>取引量に係る数量基準には私設取引システムの取引量の数値を用いる。ただし、当該私設取引システムが属する私設取引システムネットワーク（私設取引システム及び当該私設取引システムにおける注文を電子情報処理組織を使用して他の私設取引システムにおける注文との間で約定させることができる場合の当該他の私設取引システムで構成されるネットワークをいう。）における取引量をもって算定した数値についても、数量基準に抵触しないよう留意する必要がある。</p> <p>a. <u>競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システム業務</u>において株券又は新株予約権付社債券（金融商品取引所に上場されているもの又は金商法第67条の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合</p> <p>「1 過去6ヵ月において、<u>株券及び新株予約権付社債券（金融商品取引所に上場されているもの及び金商法第67条の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額</u>に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。</p>

改正案	現行
<p>ること。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>2 過去6ヵ月間において、<u>上記1の比率が</u>、個別銘柄いずれかについて20%超、かつ、<u>当該上場有価証券等全体について10%超</u>となった場合には、金融商品市場開設の免許の取得を行うこと。</p> <p>3（略）</p> <p>b. その他の場合</p> <p>「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」</p> <p>ハ. 取引量に係る報告</p> <p>a. <u>競売買の方法（競売買以外の方法を併用する場合も含む。）</u>により価格決定を行う私設取引システムの場合、</p> <p>「金融商品取引業者は、金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」</p> <p>（注）金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「ロ. 取引量に係る数量基準」ただし書に基づき算定した数値についても報告を求めるとする。</p> <p>b. <u>競売買以外の方法又は競売買の方法と競売買以外の方</u></p>	<p>イ～ハ（略）</p> <p>2 過去6ヵ月において、<u>当該比率が</u>、個別銘柄いずれかについて20%以上、かつ、<u>当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上</u>となった場合には、金融商品市場開設の免許の取得を行うこと。</p> <p>3（略）</p> <p>b. その他の場合</p> <p>「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」</p> <p>ハ. 取引量に係る報告</p> <p>a. <u>競売買の方法</u>により価格決定を行う私設取引システムの場合、</p> <p>「金融商品取引業者は、金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」</p> <p>（注）金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「ロ. 取引量に係る数量基準」ただし書に基づき算定した数値についても報告を求めるとする。</p> <p>b. <u>競売買以外の方法</u>により価格決定を行う私設取引シス</p>

改正案	現行
<p>法を併用して価格決定を行う私設取引システムの場合、「金融商品取引業者は、上記ロ a 1 及び 2 に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月 20 日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」</p> <p>二. (略)</p> <p>④ 当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p>二. <u>適用する呼値の単位が、取引参加者の状況や流動性等を勘案し、公正な価格形成や円滑な約定可能性を確保するものとして適切に設定されたものであること。</u></p>	<p>テムの場合、「金融商品取引業者は、上記ロ a 1 及び 2 に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月 20 日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」</p> <p>二. (略)</p> <p>④ 当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>